

## 戦争させない市民の風・北海道 規約

1. この会は、「戦争させない市民の風・北海道」と称します
2. この会の目的は、憲法改悪の阻止、安保法制の廃止、立憲主義の回復のために市民が政治に参加し、市民が望む政治を実現することです。
3. この会は、「戦争させない北海道をつくる市民の会」と「安保法制廃止と立憲主義の回復をめざす市民の風・北海道」を継承した市民団体です。
4. この会の主たる事務所は、札幌市に置きます。
5. この会の目的達成のため、
  - (1) 国政はじめ各級選挙で、この会と目的を共有する候補の実現を目指し、政党との候補統一化をはかるとともに、その当選のために尽力します。
  - (2) この会と目的を共有する市民団体との協力、連携を強化し運動の輪を広げます。
6. この会は、自らの意志と創意工夫で活動することを基本に、会員相互が協力して以下の事業を行います。
  - ① 集会、講演会、懇談会などのイベントの開催
  - ② ポスティング、スタンディング、シールアンケート、街頭宣伝（チラシ配布を含む）
  - ③ 学習会などの啓発活動
  - ④ 会員相互の親睦
  - ⑤ 定期刊行物の発行
  - ⑥ その他この会の目的達成のため必要な事業
7. この会の目的に賛同する人は自由に入会できます。入会は、ホームページからの入会申込みや「入会申込書」の提出などで受け付けます。

この会からの退会も自由ですが、事務局に連絡が必要です。

会員にこの会の目的、規約に反する行為があった場合、事務局で会員の資格停止を決め、総会で除名する場合があります。
8. この会の財政は、会員の賛同金、およびカンパ、事業収入をもって充てます。

この会の会費はありませんが、任意の賛同金があります(1口、1000円を1口以上)。

賛同金には定期刊行物の購読料を含んでいます。
9. この会に、共同代表(若干名)、事務局長、会計監査の役員を置きます。

役員は、総会で選出し、任期を2年とします。(再任可)
10. 総会は、年一回開催します。

総会では活動報告、活動方針、決算報告、予算報告などを議決し、役員を選出します。

必要に応じて臨時総会を開くことができます。
11. 共同代表、事務局長、事務局員、事務局サポーターで事務局会議を構成します。

事務局会議は事務局長が招集し、会の運営に必要な決定を行います。

共同代表はこの会を代表して活動します。

外部との事務手続きについては事務局長がこの会を代表することができます。

事務局員、事務局サポーターは、会員の推薦を受けた人の中から役員が委嘱します。

必要に応じて役員会を開催することができます。
12. この会に、地域別、課題別のグループ、チームを作ることができます。
13. この規約の改正は、総会において決定します。
14. この規約に定めのない事項については、事務局会議又は役員会で決めることができます。

その場合には、次の総会で承認を受けます。

附 則

1. この規約は、2016年8月27日から施行します。